

多文化共生の推進に関する意見交換会（第1回会合）

平成21年9月10日

【赤松室長】 皆さん、おはようございます。御連絡をいたしました定刻となりましたので、ただいまから多文化共生推進に関する意見交換会の第1回会合を開催させていただきますと思います。

構成員をお願いいたしました皆様方には、この委員会への参加につきまして御快諾を賜りますとともに、本日は朝早い時間、御多忙のところ御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げる次第です。

私は、総務省自治行政局国際室長の赤松でございます。しばらく議事の進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

若干、お時間をちょうだいいたしまして、御挨拶を兼ねまして一言申し上げさせていただきます。後ほど本意見交換会の開催要綱について説明をさせていただきますが、近年、日本に定住をする外国人の数というのは、皆様方、ひしひしと感じておられると思いますけれども、増加をしているところです。このような外国人の方々を地域で生活する住民ととらえまして、多文化共生の地域づくりを推進していくということにつきましては、国レベル、地方公共団体のレベル、さらには地域社会のレベルにとって非常に大きな課題であると認識をしているところです。

しかしながら、この課題、非常に難しいのは、外国人の構成、居住状況というのは、地域ごとに非常に多様化をしております。一律的に何かをやるということが非常に難しい課題でして、それぞれの地域が知恵を出しながら、まさしく取り組んでいかなければならない課題であると認識をしているところです。

今回、この交換会に御参加いただいております、山脇先生、池上先生はこの分野で先駆的な御研究をされておりますし、また、地方公共団体から御出席をいただいた方々も、それぞれ特徴を持った地域におけるフロントランナーと言われるような立場で御活躍の方々であると考えております。実り多い議論となりますことを期待しております。よろしくお願いいたします。

さて、議事に入る前に、事前にお手元にお配りしてございます資料を確認させていただきますと思います。資料につきましては、資料1、2、3と参考資料が1から9というこ

とでございます。右肩に資料番号等を振っていますので、御確認をいただきますとともに、途中でも結構ですので、もし欠落等ございましたら御連絡をいただければ対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、私から議題の最初といたしまして、開催要綱について御説明をさせていただきます。

(資料1に基づき説明)

それと、できれば皆様方ご本人に御参加をいただきたいのですが、今日も宮城県の犬飼課長につきましては議会ということで、どうしても外せない用務が発生することもあるかと思えます。そのときには代理の方に出席していただくのも当然認めるものと考えております。

また、会議の資料及び議事録ですが、基本的にはホームページ等におきまして公表するという取り扱いを考えています。議事録につきましては、まずは事務局において案を作成後、皆様方に御確認をいただいた後、公表するような手続にさせていただきたいと考えております。開催要領、あるいは代理出席、会議の議事録等の公開等の取り扱いについては以上のような方針で4回進めていきたいと考えている次第です。

この点につきまして御意見等がございましたら、よろしくお願いいたします。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【赤松室長】 そうしましたら、会議の運営等については、このようにさせていただきます。会議の目的と申しましても、かなりざくっとしたようなことでございますので、多文化共生社会の推進というような広い見地から御自由に御発言をいただいて結構ですので、よろしくお願いいたします。

そうしましたら、今回が第1回目ということですので、ここで今回の構成員の皆様方に一言ずつ御挨拶をちょうだいしたいと思います。

それでは、山脇座長からよろしくお願いいたします。

【山脇座長】 この意見交換会の座長を務めさせていただくことになりました山脇です。よろしくお願いいたします。私、本日を迎えるに当たって大変わくわくしております。1つには、2005年度、6年度、この総務省で「多文化共生の推進に関する研究会」というのがございまして、そちらでやはり座長として協力させていただいたわけなのですが、その後、2007年度、8年度はそういった会議もなく、いろいろな方から、あの

後どうなったということをよく聞かれたりしました。今回、新たに総務省でこのような会を設けて、2005年度のときには「地域における多文化共生推進プラン」というものを策定しまして、2006年度は防災、それから、情報伝達に関する報告書を作成したのですけれども、そこがホップだとすれば、続いて今回、ステップとなる第2ステージに向かうことができるのではないかなということで大変うれしく思います。

もう一つ、わくわくしている理由としましては、これまで2005年度の報告書もできるだけ幅広くこの多文化共生の課題を整理することに努めたわけなのですが、日本語の十分にできない日系人の多い地域の課題をかなり中心にしました。先ほど室長からのお話にもありましたけれども、日本で暮らす外国人は、かなり多様化してきていて、地域によってそれぞれ特徴が出てきていると思います。そうした意味で、今回、日本の多様な地域の実情を反映した形で、それぞれの代表的な方々に御参加いただけたのではないかと考えています。

半分冗談で、今回、多文化共生の異種格闘技が実現したと思っています。それぞれ永住者の多い地域、あるいはニューカマーの多い地域、ニューカマーの中でも日系人、ブラジル人の多い地域もあれば、アジア系の外国人の多い地域もある。あるいは外国人の数が必ずしも多くなくて、分散居住をしているような地域もある。それぞれの地域の自治体の皆さんが、おそらくこうやって顔を合わせることは初めてなのではないかと思っています。日系人に関しては外国人集住都市会議という、あるいは県レベルでは多文化共生推進協議会という自治体のネットワークがあるわけなのですけれども、こうした多様な地域の自治体の皆さんが一堂に集まるというのは非常に珍しい、多分初めてのことだと思いますので、そうした意味でも知的に興奮しているというか、きっとおもしろい議論がこれから出てくるのではないかと期待をしています。

あと、もう一つ、3番目にわくわくしている理由としては、今回、政権交代があつて、ある意味いろいろなところで仕切り直しになると思うのですが、新しい政権のもとで、多文化共生がどういう位置づけになって、国としてどういう方向に進んでいくのか、まだ全く未知数ではあると思うのですけれども、期待をしたいと思っています。

私の座長としての役目として、なるべく皆さんが御意見を言いやすいような、そういう雰囲気づくり、場づくりに努めていきたいと思っていますので、皆さんの御協力をよろしくお願ひいたします。この会、意見交換会ということで、何か名札を見ますと構成員という肩書になっているのですけれども、「〇〇構成員、いかがですか」と言うのも何か堅苦しいの

で、皆さん「さん」付けて、この会、なるべくざっくばらんに率直に皆さんに意見を言ってもらえるように進めていきたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

【赤松室長】 それでは、時計回りをお願いします。

【池上教授】 それでは、トップバッターでございます。池上重弘と申します。静岡文化芸術大学というところに奉職しております。この大学は2000年にできたばかりの新しい大学で、おそらく静岡県以外の方々は御存じなかったと思うのですが、7月5日に、前学長であった川勝平太氏が静岡県知事に当選したことを境に全国レベルで名前が出た大学であります。「静岡」とついているのですか、浜松市の駅の中心部に近いところにある大学でありまして、私も浜松に住んで、まさに集住都市のど真ん中で教育研究と同時に生活者として、ここ十数年過ごしているというのが私の発言の非常に重要なポイントになります。そこをぜひ皆さんと共有できればと思います。

一方で、教育研究と同時に地域貢献というのが、今、とりわけ地方の大学には強く求められておりまして、行政関係の委員会、協議会等々で地域の皆様と活動をとまにすることが多々ございます。本日の構成員の1人である村松さんのところ、磐田市においても、多文化共生社会推進協議会で会長を務めさせていただいております。また、静岡県、それから、浜松市等々、静岡県内、さらには岐阜県美濃加茂市などとの関係もございます。つまり、私の場合、地域の、とりわけ日本人住民と外国人住民が議論をともにして何かを一緒につくっていく、まあ、私、しばしばプラットフォームという言葉を使いますが、その地域におけるプラットフォーム、多様なレベルの県レベル、市レベル、あるいは地区レベルの、そういうプラットフォームで皆様と接することが非常に多いということであります。

もう一つ、研究者としては静岡県、あるいは浜松市で2006年以降、ほぼ毎年のようにかなり大規模な調査を仲間と一緒に実施しております。いわば景気後退のビフォー・アフターについて浜松市で2006年度、静岡県で2007年度、今年度と調査をしていますし、これから実施しますが浜松市でブラジル人を対象にメンタルヘルスの状況を調査するというようなこともやっております。今回の構成員の中で言うと、ブラジル人に比重を置いた調査ということになりますけれども、いわば今回の景気後退の影響が非常に色濃く出ているコミュニティーが景気後退の前後でどういう状況の変化に直面しているかというような点では、具体的な数字なども伴って情報提供、発言ができようかなと思っておりま

す。

私自身も今回のように多様な自治体の方々と議論を共有できることをとてもうれしく、また、山脇さんと同様にいささか興奮しているところでもあります。というのも、私自身はブラジル人の多いところに住んでいますけれども、滋賀県のJ I AM（全国市町村国際文化研修所）の多文化共生のコーディネーターの仕事を、山脇さんもよくやっていたらっしゃるのですが、私も年に1回仰せつかることもありまして、そういう機会を通じて全国には非常に多様な多文化共生をめぐる問題があることをひしひしと感じているわけでもあります。その観点からも私自身の貢献と同時に、皆さんからの御発言を聞いて刺激を受けて、またさらに議論に参加できればなと思っています。よろしくお願いします。

【犬飼課長代理（見田）】 宮城県国際政策課の見田と申します。きょうは課長の犬飼の代理で参りました。宮城県では今年10月に知事選を控えておりまして、その関係で県議会9月定例会が前倒しで既に始まっており、そのため犬飼が出席できなくなったもので、今回、私が出席させていただいております。

ほかの団体さんの顔ぶれを見ますと、おそらく宮城県に課せられている使命というのは、外国人が少ない地域で、どのように多文化共生を推進していくべきかという点だと思っています。実際、宮城県に日系ブラジル人は多くありません。最近多いのは、日本人の配偶者として中国、韓国、アジア圏から来る外国人です。しかも、集住地区というのは存在せず、地域に分散してそういった方々が生活しているというような状況にあります。御存じの方も多いかと思いますが、そのような中、宮城県では、山脇先生をはじめとする専門家の方々のご協力を得まして平成19年の7月に条例を制定いたしました。また、今年の3月にはアクションプラン、「文化共生社会推進計画」を策定しておりまして、今年度以降、具体的な取組みに移っていこうということで準備を進めているところです。ただ、外国人が多くなく集住地区が存在しないなどから、どうしてもなかなか外国人の声が届きにくいというような課題も抱えております。今回の交換会では、いろいろな団体様の実情などをお聞きして、今後どういう課題があるのか、どういう取組を行っていくべきかということ学びたいと思っています。どうぞよろしくお願いします。

【川口課長】 神奈川県国際課長の川口でございます。今年の4月から神奈川県国際課長をさせていただいておりますけれども、もともと総務省の職員で神奈川県のほうに今お世話になっております。

神奈川県の特徴といたしましては、全国で4番目に外国籍県民が多いということなので

すけれども、非常に国籍であるとか、状況であるとかが多様であるということが特色として挙げられると思います。横浜を抱えておりますので、歴史的な事情で開国とともに入ってきた欧米人、それについてきた通訳の方が今の中華街をつくった中国人の方。また、いわゆる在日朝鮮、韓国人の方というのも川崎ですとか、横浜ですとかかなりの数がいらっしやいますし、それから、戦後になってインドシナ難民の定住援助センターというのができましたので、その関係で日本全国のおそらく半分ぐらいのインドシナ三国の国籍の方というのが神奈川に在住をしておられます。

また、ブラジル人ですとか、日系のブラジル人ですとかペルー人ですとか、そういったいわゆる南米系ニューカマーの方というのも一定程度、大和市ですとか、あとは横浜の一部に集住をしておられます。ですので、まず非常に国籍が多様であるというのが特徴として挙げられる。また、中国人の方も非常に多いのですけれども、オールドカマー、いわゆる華僑の方、中華街を構成している華僑の方のほかに非常に人数が伸びていますので、ニューカマーの方というのもいらっしやる。ですので、抱えている問題は非常に多様であるというのが特徴として挙げられるかと思えます。神奈川県では多文化共生施策について、かなり長い間取り組んでおまして、いろいろな分野で住居でありますとか、医療でありますとか、取り組みが進んでいる部分もあるかと思えます。

ただ、長い間やってきて、その中で見えてきた問題点というのもございますので、そういった取り組みと現状というものについても御紹介できればと思っております。昨今、外国人ですとか、多文化共生の関係で非常に話題になるのは日系人の方というのが非常に多かったのですけれども、日系人の問題もありながら、ほかの国籍の方も暮らしておられるということで、そのほかの方の問題についても問題提起をして意見交換をさせていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【甲村室長】 愛知県の多文化共生推進室長の甲村でございます。よろしくお願いいたします。愛知県は平成18年度に国際課の中の課内室として多文化共生推進室が設置されました。その前年に愛知万博がございましたけれども、万博を一過性のものに終わらせることなく、世界に開かれた愛知づくりを目指していこうということで新たに多文化共生推進室が設置されたわけございまして、私、万博のほうからそのまま多文化共生推進室のほうに参りまして、4年目に入ったわけなのですけれども、今年4月から室長ということで取り組んでおります。

愛知県はニューカマー、特に日系、南米の方が非常に多いのですが、ブラジル人の方は

約8万人で全国一番多いという状況になっております。外国人総数は約22万人で東京都に次いで全国で2番目に多いのですけれども、やはり日系、南米の方が定住者という在留資格、身分のみの在留資格で入っているということで、仕事先もしっかりした仕事先があるわけではなくて、派遣などで単純労働についていらっしゃったり、また、日本語ができないまま入っていらっしゃる。そうした意味では県内の外国人を見たときにはどうしても南米の方に対する課題が多いものですから、18年度から日本語の習得支援、住居、コミュニティ支援等々について検討しながら、多文化ソーシャルワーカーの設置や日本語学習支援基金事業など、全国に先駆けた取り組みを愛知県としていろいろと取り組んでまいりました。また、昨今、景気の悪化ということで失業してしまった方が非常に多くなり、新たな課題に取り組む必要があり、また新規にいろいろな事業を模索しているところでございます。

皆様と意見交換をさせていただきまして、できれば国の方針のもとに施策を一度見直しながら、全般的に体系づけて推進していけるといいかなと思っておりますので、この意見交換をすごく楽しみにしております。平成18年度に多文化に関する研究会ということで、山脇先生には座長としてお世話になりました。19年度にはプランを策定いたしましたので、やはり山脇先生には非常にお世話になっております。今回、総務省の意見交換会に入れていただきまして、皆様と意見交換できますのを楽しみにしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【山田課長】 おはようございます。新宿区役所の山田と申します。よろしくお願いたします。

私ども新宿区は、東京23区の中で人口が31万人、外国人の登録人口としては約3万4,000人ということで1割を超えているような状況がございます。国籍別に見た場合には中国ですとか、韓国、朝鮮の方が非常に多いのですけれども、登録人口の国別ということで見た場合には119カ国の方が新宿区に外国人登録をしているという状況がございます。そういう中で、在留資格などで見ると非常に短期滞在が多く流動性が高いようなところがある一方、このごろはニューカマーとして入ってこられた方が学生として日本の社会、あるいは大学で勉強して、そのまま新宿の地域に定着をしてきているというような状況も徐々に出つつあるような状況がございます。

自治体としての取り組みですけれども、平成14年から現在の首長が区長をやっているわけですが、区長自身の問題意識として、歌舞伎町の総合対策ですとか、ホームレスの間

題ですとか、都市化の中でのさまざまな課題があるのですけれども、その中でやはり多文化共生ということに1つ問題意識を重く置かれまして、平成15年にまずは実態調査をするところから始めましょうということで、それ以降、現在につながるいろいろな取り組みをやっているようなところがございます。また、平成17年に新宿区で「多文化共生プラザ」というような、日本人でも外国人でも、いろいろな方にいらっしやっただけのような施設などもつくって、多くの方に視察というような中でも御利用いただいているような状況もございます。

きょうから始まる4回の勉強会、意見交換会では、いろいろな自治体の意見もお聞かせいただきながら、新宿区としてどんな取り組みがやっていけるのかということも勉強していきたいと思っています。

私自身の問題意識としては、自治体として総論で多文化共生をやっていくところでは、いろいろコミュニケーションの問題とか、いろいろなことの議論があるかと思います。ただ、赤松室長も申されましたけれども、国で見た場合、自治体で見た場合、地域で見た場合、特に地域で見た場合といった場合、顔の見える関係の中では相当地域社会の中でいろいろなあつれきですとかトラブルが、現に起きています。そうした中で特に外国人の人たちとどういふふうに関係というものが構築していけるのか、その辺が大きなテーマかなと思っていますので、よろしく願いいたします。

【村松課長】 静岡県磐田市の共生社会推進課長の村松です。よろしく願いいたします。

静岡県の外国人の構成は大体愛知県さんと同じような感じなのですが、静岡県でも特に西部、浜松市を中心に工場が多いものですから、単純労働者として働く日系のブラジルの方が大変多く住んでおります。磐田市は浜松のすぐ東隣にある人口17万の市なのですが、5%が外国人で、その約8割が日系のブラジル人で構成されております。ここ10年、20年ぐらい急激に外国人の方が増えたものですから、地域ではいろいろな問題が起きていまして、苦情とか要望が市へ毎日のように今まで来ておりました。総務省で山脇先生が関わられたプランにつきまして、磐田市でも池上先生の指導のもとに平成18年につくりまして、市として計画的に進めているわけなのですが、磐田市の特徴としては、今、隣の山田さんがおっしゃられた顔の見える地域づくりということを重視しております。

磐田は田舎という感じで、自治会、自治コミュニティーが結構発達しておりますので、

その自治組織が隣に住む外国人も同じ自治会、地域に住むコミュニティーの一員として一緒に暮らしていきましょうという取り組みをしていただいておりますので、わりとスムーズにできているのではないかと考えております。

その自治コミュニティー、自治会と言っているのですが、そこからの要望によりまして、平成18年にせめて磐田市へ入ってくる外国人にだけでも、磐田で生活するいろいろなことをオリエンテーションしましょうという外国人情報窓口をつくりました。特に去年の5月からオリエンテーションの窓口を外国人登録の中に位置づけたのですが、磐田市へ転入し住民サービスを受けようとする外国人は外国人登録をしますので、その外国人登録の申請書を出したときにオリエンテーションカードというのを渡しまして、30分間、ポルトガル語の話せる人によって地域で住民として受けるサービスを教えると同時に、住民として果たしてもらわなければいけない義務を、特にごみの問題などは、ゴミのサンプルを持ってきて分別作業をやってもらうというところまで進めております。そのオリエンテーションが終わって初めて外国人登録ができるという形に位置づけました。今年は75%の実施率を目指そうなどと言ってやっているのです。せめて市への入り口で市としてやれることはこういうことではないかなとして今取り組んでいるところです。

磐田はニューカマーが多いところなのですが、国として、あるいはほかの自治体さんとしていろいろな取り組みを参考にさせていただきましてやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【松本部長】 自治体国際化協会の松本でございます。各自治体の方には日ごろから大変お世話になっておりまして感謝しているところでございます。また、山脇先生をはじめ、先生方にも大変お世話になっております。

既に私どものやっている事業につきましては御了解いただいているところもあるかと思うのですけれども、なるべく自治体の方が共通して使えるようなツールをつくろうということで、多言語での情報、今のところ13言語まで膨らんできましたけれども、その登録の手續の話から生活の話まで、もちろん生活には個別の部分は市町村によるところが多いわけなのですけれども、そういったような情報をホームページ、あるいは整理という形で各市町村にお届けして使っていただいております。

また、中越沖地震をきっかけといたしまして、災害時にそういう外国人住民の方が困らないようにということで、そのための言語ツールの作成、それから、その際の支援センターの設置方法といったものについてマニュアルを作成いたしまして、これを今年度は何カ

所かで実際に使っていただいて、その成果を見ているというような状況でございます。

また、人材育成ということにつきましては、J I A Mと共同で講習会を実施いたしまして、特にマネージャーコースといった形で現在レベルの高い方の養成、研修ということも進めておりまして、そういったことが少しずつ皆さんのお役に立てるようになってきているのかなと考えております。

また、各地域で取り組まれています独自の取り組みに対しまして、助成金を出させてい
ただいておりまして、多文化共生関係で言いますと、21年度は125の事業に対して助
成金を交付させていただいているところでございます。

今後につきましては、実は私どもでさらに皆様の参考になるような、特に今回のテーマ
でもございますけれども、それぞれの地域によってかなり、その状況、ステージに差があ
るということで、それを反映させたような情報提供ができないかということで、最終的に
はそういう多文化共生に関する情報のポータルサイトというものを設置できないかとい
うことを目指して進めているところでございます。今回の研究会、検討会での議論をぜひ参
考にさせていただいて、さらに皆様の参考となるものをつくっていきたいと考えておりま
すので、どうかよろしく願いいたします。

【平井課長】 最後になりました。大阪市の平井です。名称は市民局人権室外国籍住民
施策担当課長ということで名前が長い名称になっております。私は2年目に入っているの
ですけれども、これはかなり長い経緯があつて、平成6年ぐらいからこういう名前をやっ
てきたという経緯があります。大阪市は、さっきあつた人口動態の話もいろいろあつて、
歴史的経緯を有する韓国・朝鮮籍の方がとても多い。今、外国籍住民人口は約12万2、
000人ぐらいですけれども、約7割が韓国、朝鮮の方ということで、そのうち特別永住
者の方もやはり8割ぐらいいるのかと思っています。いわゆるニューカマーの方もかなり
入ってきて中国の方の増加率が高くなっています。今まで10年ぐらい前までは韓国、朝
鮮の方が8割あつたのですが、今は7割になって、中国籍の方が増加してきています。

国の人口動態と似ているのですけれども、いずれにしても韓国・朝鮮籍の方が多い。そ
の中でもニューカマーの方も増えてきたというところでは、今、大阪市では、外国籍が4.
6%の人口比率になっており、区によって人口比率が違います。例えば、生野区は4人に
1人が外国籍であり、浪速区は10%でこの区は留学生が多い状況になっています。この
ように、8%を超えたり、10%に近いかなという区があつて、区によって人口の比率、
動態が変わってきている状況にあり、今まで24区トータルでの施策ということよりも、

より身近なところ、区レベル、地域レベルで、我々とする区役所をどう活用するのか、区役所がどう機能していくのかということが重要な課題、考え方になってくるのかなと思っております。

今まで事業はいろいろやってきて、量はかなりある。質はどうかというと、そういう意味では指針、先ほどおっしゃられた計画というものがあって、大阪市では、その指針が計画にニアリイコールということになりますけれども、実際にはその数値目標などが盛り込まれていないので、量と質がなかなか評価し得ていないところが1つの課題でもあります。そういった意味で、今後より重点的な課題を見つけて、取り組む必要があると思うのですけれども、今年度は実態調査をやりながら、人権という観点、あるいは啓発という観点も含めて、いろいろ取り組みを進めていきたいと思えます。

日本国籍住民に対しても取り組みを進めてきましたけれども、一定集住している区、5%以上の人口比率の高い区というのが結構多くあり、そういったところで、どんな形でコミュニティ形成をしているのか、どうできたのか、あるいは役員に、例えば地域振興会等の役員になれたのか、なれていないのか、なぜそうなのかという、そういった観点で個別の区での生活意識調査、あるいはインタビューを今実施しています。全体で2区、日本国籍住民も含めて800名ぐらいということで、母数としては少ないのですけれども、コミュニティ形成にかかわっての生活意識調査を実施するとともに、回答した方から20名程度を対象にインタビューを行い、そのライフヒストリーを見ながらどこに課題があるのかということを見つけて、そこからもう1回再構築する。より重点的な課題を見つけて取り組んでいく、そういうことで、我々、有識者会議をつくっておりますので、有識者会議委員の知恵を借りながら事業を進めていくというところです。

あと、先ほど区の話をお申しましたが、区の中の職員も含めて多文化共生に関する意識が十分でないと感じています。その中で現場ではいろいろやっているのですけれども、なかなかお互いの交通整理とか、連携というのが難しく十分でないように思います。我々が進捗管理をするセクションなのですけれども、なかなかできていないところがあって、今年度、モデル事業として、金額は20万、30万円ぐらいのレベルですけれども、区役所が基本となって地域のNPOとか、あるいは地域住民と一緒に協働して取り組む、その仕組みをどういうふうにつくっていくのかということを行っているところです。防災とか、あるいは交流関係とか、そういったところも含めて計画書がいろいろ上がっておりますので、そういう区の中で地域とどういうふうによく協働してやっているか、1つのモ

デルということで行ってございまして、これもまた来年度の予算の関係がありますけれども、引き続きつなげて区、あるいは地域での意識の醸成というのをアップしていきたい。

「多文化共生」という名前をいろいろ研修の場面で言うのですけれども、やっぱり知っている方が少ないです。地域でも少ないです。半数以下の感覚です。言葉、理念のみとらわれるのではなく、それをどう具体の施策で生かしていくかというのが我々の役割とっておりますので、具体的な取り組みの中で進めていきたいと考えております。

今回、特に特別永住者が多いというところで、大阪市が指定されたかなと思いますが、いろいろ活発の議論の中で我々も吸収すべきところがたくさんあると思いますので、いろいろご指導も願いながら議論に参画していきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

【赤松室長】 ありがとうございます。

それでは、これ以降の進行につきましては山脇座長にお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【山脇座長】 皆さんの自己紹介を伺っていて、ますますわくわくしてまいりました。では、最初に検討内容及び進め方について議論を始めたいと思っておりますけれども、本日は事務局にこの議論のもととなる資料を各種作成していただいておりますので、まず資料説明からお願いしたいと思います。

【事務局】（資料 2、3 及び参考資料に基づき説明）

【山脇座長】 それでは、ただいま御提案をいただきました本意見交換会の検討内容、それから、進め方に関しまして、皆様からいろいろな御質問、あるいは御意見を伺ってきたいと思っております。どなたからでも結構ですので、発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。大体 20 分ぐらい時間をとることができるのではないかと思います。どなたかございませんか。池上さん、いかがですか。

【池上教授】 参考資料 8 に国会の議事録が入っていることの意味をもう少し私たちが共有することが議論の前提として大事なのかなと、昨日事前にいただいた資料を見て考えていました。最初に赤松室長から「定住外国人」というキーワードを私たちは聞いたわけですけれども、一方で、地域で生活していると、地域住民としての外国人という見方の中にはさまざまな方がいらっしゃる、いわゆる定住型の在留資格でいる方もいれば、そうでない短期型の在留資格の方もいらっしゃる。もう少し具体的に言うと、例えば留学、就学というのは 1 つであるし、研修、技能実習に相当する特定活動という人たちもいるし、

また、この国会の議事録の中にもあるように在留資格を持たない人というのもあるわけです。

私たちのこの議論が国の、総務省の呼びかけによって行われているということの意味をこの国会の議事録との関係でどう位置づけるといいのだろうかというところをちょっとお伺いしたいと思っています。つまり、定住型の外国人の抱える問題、あるいは定住型の外国人との地域行政との関係というところに焦点を絞るのか、あるいは地域で発生するさまざまな課題をめぐって、もう少し広い視野で考えることが良いのかどうかというところですね。

【赤松室長】 定住というのはどれぐらい住んでいけば定住かという議論をし出すと、またそこでいろいろ議論がおそらくあるのだらうと思います。ただ、地方公共団体としては、極端にただ単に通過するというような人は別にして、その地域におられる外国人の方と関わりを持たざるを得ないわけです。ですから、ここから定住、ここからは定住でないというような線を引くよりも、地域として外国人に対してどういう問題が発生しているのかというのを幅広く議論として出していただいているのではないかと考えております。どこまでそこにいけば定住としてとらえるのかというような話はなかなか難しいところがあると思っていますのでけれども、そこら辺は現場でご苦労されている皆さんの御意見を改めてお伺いできればと思っています。

【山脇座長】 ありがとうございます。

自治体の皆さんはいかがでしょう。どうぞ。

【平井課長】 少し観点が違うかもわからないですけれども、今回、議論するときの外国人の枠組みはどこまでだろうかと。大阪市では外国籍って一体何なのといったときにいろいろ議論があって、さっきおっしゃった通過する方とか、オーバーステイの方で在留期間の切れた方とか、定住とか、あるいは研修で一定の期間とか、そういったものを引くために、平成4年、5年ぐらいに議論されて、とりあえずそういう枠組みの中でやってきたというのが1つあると思うんですね。今回、課題の中で多分また出てくると思うのですが、オーバーステイになっていく方、今現在もいますけれども、いわゆるサービスを提供する仕組みの中でどう議論していくのかというのは、僕自身も興味があるところです。

もう1点は、多文化共生という観点でやりますと、当然、日本国籍住民を対象にどうするのかというところがあります。なかなか難しいのですが、外国籍だけではなくて、日本

国籍住民に対する啓発であったり、取り組みの中で一緒に協働するという観点がありますから、課題出しの中で、先生の御意見を聞きながら、そこら辺も整理をしながらということになるかもわかりませんが、議論になればなど私自身は思っています。

【山脇座長】 ありがとうございます。

多文化共生施策の対象となる外国人というのはどのカテゴリーなのか、あるいは日本人はどうなるのかという、そういう問題提起があったかと思えますけれども、もう少し自治体の皆さんの意見を伺ってみたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

【川口課長】 神奈川県の中では、子供の教育の問題に最近の問題意識を持っておりまして、そういうときにいわゆる外国人を、「外国人」という言い方ではなくて、「外国につながる児童生徒」という言い方をよくするんですね。というのは、日本国籍をとった方、神奈川県の場合で言えば難民で結果的に帰化した方など、もともとの国籍は別で、今は日本国籍なのだけれども、日本語に支障のあるような方というのもいらっしゃいますので、そういった部分も含めて外国人という枠組みプラスアルファという部分も、視野に入れていく必要があると考えています。

【山脇座長】 ありがとうございます。

もう少しいかがでしょうか。甲村さん。

【甲村室長】 住民基本台帳法が改正されて、3カ月を超える中長期在留者ということで、法の体系が多分整理されていきますし、今の外国人登録法でもそうですよね。どこからが定住かというのは非常に難しいですし、感覚的には6カ月ぐらい住むとそうなるのかなどと思うのですが、法の方で3カ月となっていますので、3カ月を超える人への支援プラスもっと短期の方に対しても日本というのはもっと外国人にやさしくならねばいけないと思います。特記でそうした必要な部分をプラスすることも含めてどうすべきかという議論の必要があるのかなと、今、皆様の話を聞いていて思いました。

【山脇座長】 はい。山田さん、どうぞ。

【山田課長】 今回、3月時点での報告書の到達点というんですか、自治体におけるいろいろな事例の整理ということからすると、自治体の置かれている状況というのはそれぞれあるのだと思うんですね。そうした場合に定住外国人というところが一番コアなところにあるのかもしれないのですが、滞在期間の長い、短いを含めて、地域の中では実際にいろいろな課題が起きています。

それと、あわせて新宿の場合ですと、先ほども町会とか自治的な組織の話も何人かの方

からあったかと思うのですけれども、決して日本人の町会の加入率というのも高くない中で、例えば半数近く外国人が住んでいる場合に町会の加入率が非常に低いようなところで、多文化共生ではなくて異文化乗っ取りじゃないかというかなり悲鳴にも近いような意見も町会などから出てきています。そうした場合に日本人に対する一定のサポートだとか、ケアみたいな話というのも行政としては必要な場面というのがあるのだと私どもは考えています。

ですから、少し議論は幅広に取り扱っていただいて、その中で最終的にこの意見交換会として論点をどこに集約していくのかというのは、取りまとめのところでは少しさばいていただいたほうがいいのかという感想は持っています。

【山脇座長】 どうぞ、村松さん。

【村松課長】 私もまさしくそのとおりだと思います。末端で住民の方と接していますと、一番のあつれきは日本人側と外国人側の接点で起きているんです。その外国人側がオーバーステイの人であろうが、外国人登録してであろうが、なかろうが、もう同じ地域に住む人としての接点で問題が起きているものですから、今おっしゃったように日本人側への働きかけと、あと、もっと広く見た地域に住む外国人としての問題点を洗い出してやっていただかないと、最終的に一番下に、一番末端にあるほんとうの住民のところでは問題解決にはならないのではないかと思います。

【山脇座長】 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますか。今出た議論を整理してみますと、多文化共生施策の対象となる人たちということで、まず、外国人ということに関して2つあったかと思えます。1つは滞在期間ですね。滞在期間でどういった人たちを対象とするのかということで、その点に関しては、今、3カ月以上、住民登録をすることになっているので、とりあえずそういった外国人でいいのではないかということが1つあったかと思えます。

それからもう一つ、在留資格に関しては、いわゆる定住型の外国人ということになりますと、在留資格で言いますと永住、日本人の配偶者、定住、あと永住者の配偶者あたりになるかと思えますけれども、通常はそのあたりが定住外国人ということの定義に近いかと思うのですが、それ以外の就学、留学であったり、あるいは研修、最近では技能実習、今度、新たな在留資格ができるようではございますけれども、そういったところまで広げるのかどうかということで、その点に関しては必ずしも限定しないで広げて議論をしていいのではないかと思います。

それから、3番目には国籍に関してで、外国出身者の中でも帰化をしたりして、あるいは国際結婚などの場合もそうだと思うのですが、日本国籍を持っているけれども、外国にルーツのある人々もいるので、そういった人々も対象には入ってくるだろうということ。さらに、いわゆる日本人の場合であっても、地域における課題を解決する上でマジョリティーの日本人側へのアプローチも多文化共生を推進するに当たっては欠かせないのではないかと、そういう御意見が今出てきたかなと思いますけれども、そのような理解でよろしいでしょうか。いかがですか。

【池上教授】 いいでしょう。

【赤松室長】 住民基本台帳法の改正の際、国会ではまさしくおっしゃる点が議論になったんですね。何かというと、先ほど甲村さんからも言われましたように住民基本台帳法上の登録する外国人というのは90日以上、なおかつ適法に滞在している者というようなことです。この住民基本台帳法上の住民ではない外国人の方というのは、地域に当然、存在するわけでありまして、短期のほうはちょっと置いておいたとしても、いわゆる適法ではない方、この人はいわゆる多文化共生という観点からいって住民に入るのかどうか、なおかつ地方公共団体がこれを住民として扱って対策をとっていかないといけないのかどうかというところで議論になったという経緯があります。この点に関しましては、住民基本台帳法上の整理としてはそういうことになっているけれども、地方公共団体が多文化共生として問題を考えていかないといけない外国人については、それには限定されないというような整理をしているわけです。

先ほどいろいろ議論があったわけなのですけれども、整理の仕方として、対象とする外国人というのはこういうものだというのを最初から決めて議論をしていくという方法も1つあると思います。ただ、今回お集まりいただいている自治体の方は、これから何かをしようというわけではなしに、既に課題に取り組んでおられるところですので、住民と外国に関わりのある住民の方々との間に起こっている課題を皆さんどう認識をされているのかということから議論を始めていって、じゃあ、その相手方の外国に関わる住民というのは具体的にどういう人なのだろうかという課題の整理をしていかざるを得ないのかなと今感じたところです。

もう1点、短期か長期かという話も非常に難しい課題でありまして、結果的に何日間住んだから短期かというようなとらえ方ではおそくないですね。そのときにその人がどれ

ぐらいこの地域に住もうとしているのかというようなことで区分せざるを得ないのかなど。何が言いたいかという、ほかに住居の本拠があると思っている人がその地域に来たときには、その人は住民として関わろうとしていないわけなのですけれども、本拠がない人がその地域に行ったときというのは、仮にまだ1日しかいないとしても住民として関わろうとしているわけなので、何となしにその人の気持ちの持ち方というのも結構影響するのかなと思っています。

結論から言えば、皆さんが認識しておられる課題ということから整理をしていって、その課題に主に直面している方々というのはどういう方々なのかというところで整理をしていかざるを得ないと感じたのですけれども、「住民とは何か」というところでいけば、私ども、正確に言ってなかなか、この方は住民でない、この方は住民であるという限界事例で分類するのは非常に制度的には難しいのかなと思っています。少し感想気味の発言で申しわけございませんけれども、そういうふうに感じております。

【山脇座長】 ありがとうございました。

先ほど私、1点落としていたのが在留資格のない外国人の問題で、必ずしも議論の最初から排除するものではないという理解でよろしいでしょうか。今お話がありましたように、ここで最初にはねるのではなくて、むしろ皆さんのそれぞれの地域において行っている、多文化共生施策を行っている中で対象にしている人たちがどういう人たちなのか、むしろ、その実態、現実から議論を進めていこう、そこから積み上げていこうという、そういう御趣旨であったというふうに受け取りました。

以上、よろしいでしょうか。よろしければ続いて、そのほかにこの検討内容と進め方に関しまして御質問、あるいは御意見ございますでしょうか。どうぞ。

【川口課長】 次回からそれぞれの事例を紹介することになると思うのですけれども、特に分野というか、重点的に議論する分野とかというものは定めず、それぞれの自治体で重要な課題と位置づけているものをそれぞれが紹介をしていくということによろしいのでしょうか。皆さん方の今重要な課題として位置づけられている分野がどういったものなのか、私ども、自分のところと違うのかどうかということも今のところだとよくわかりませんので、そうすると議論が散発的になってしまう可能性もあるのかなど。

【山脇座長】 そうですね。取り組み事例の紹介に関しては、この後、どういったところにフォーカスするか、どういったフォーマットで議論するのかといった点について、続けて議論をしたいと思います。

【川口課長】 はい。

【山脇座長】 もしほかにこの検討内容に関して、あるいは進め方に関して特に御質問、御意見がなければ、続いて今御提起のあった取り組み事例の紹介の仕方について移っていきたいと思いますが、いかがですか、よろしいですか。

それでは、続いて、これも今御質問のあった第2回、第3回に予定をしております自治体の皆さんによる取り組み事例の紹介に関しまして、御紹介していただく内容に関して事務局から御提案がありますので、まずその提案を踏まえて、また皆さんと議論をしていきたいと思います。よろしくお願ひします。

【事務局】 今、紙で配らせていただきましたが、たたき台的なものを事務局でまとめましたので、これをもとに議論をいただければと思います。

今回、検討内容の進め方等で書きましたとおり、一応、地域で分類して、地域の特色ごとにどんな感じになるのかなという話を見ていこうと考えますと、確かに先ほどお話があったように、特色のある事例を紹介することも重要なのですが、むしろ全体的に、どんな形で、どんな主体がかかわって、どんなことをやっているのかというのを見ていくことも必要なのかなと考えました。その関係で「紹介のポイント」を配らせていただいております。取り組み事例紹介のポイントとしては、各々の地域の特色をまず明らかにしていただきまして、施策の全体像を示し、特にどういうところにポイントを置いているのか、そして残された課題は何か、今後ポイントになっていく話もあると思いますので、そのように紹介していただくという流れを想定いたしました。

1つ目、「外国人住民の現状」というところでございます。これは先ほどの議論からして登録外国人と限定してしまうのは少し問題なのかもしれませんが、あくまで統計上わかる範囲としては、登録外国人しかいないのだろうということで、その国籍、在留資格、人口の推移、世帯構成等々を書いております。もし外国人登録者以外についても把握しているというのであれば、その状況についても併せてということで、幅広にお願いします。先ほどの議論にもありました、日本国籍を持っているのですけれども、外国籍の方と共通の課題をお持ちの方という話があれば、ここに含めていただいてもよろしいのかと思います。そういう施策の対象となるような方々の状況を調べていただけるとありがたい。

その中で施策に入る前に、そもそも課題としてどういうことをお考えになられておられるのかという形について整理をしていただければなと思います。あと、その他関連事項ということで、先ほど池上先生からも御紹介がありましたけれども、各々の地域で実態調査

等々やられていることもあるかと思いますので、そういう話も御参考までに御紹介をしていただければありがたいというような形でございます。

2つ目、「多文化共生施策の全体像」ということで様式を別に用意しております。ただし全体像とはいっても、題名プラス主体プラス細かい話を全部という話になると相当の大作業になってしまいますので、まず御提案として、縦軸に平成17年でやりました多文化共生の研究会の報告書ベースで施策の項目を並べさせていただいております。横軸は施策の範囲に着目いたしまして、地域コミュニティーの範囲でやっているものもあれば、市町村連携でやっているもの、あと県域でやっているもの、中間的なもの、いろいろとあるかと思いますので、そこに着目をして分類を試みたらどうか。中身に書く事例につきましても、細かい話まで書いていると、一覧性を損なうものになってしまうかなと思ひまして、施策の名称も簡単な題名、わかる程度の解説と、あと取り組みの主体、これはどういう方々が関わってやっているんですかという話というのをまとめた形で書いていただければと思います。主体にいたしましても、国、都道府県、市区町村のほか、NPOとか、国際交流協会、企業や外国人コミュニティー自身が前に出てきているところもあるかと思ひます。そういう事例がむしろ先進的な事例として紹介していただけるネタになるのかなと思っております。また、「その他」という項目を別途用意しておりますので、特色のある話があれば書いていただければと思います。

あと、これは今までも何回かお聞きしていて申しわけないのですが、2枚目に推進体制の整備状況ということで、担当部署の設置状況とか、指針の策定状況、その他、条例等つくられたところとか、その他特記的なところもあるかと思ひますので、基礎情報としてここでまとめておいてはどうかと思っております。

こういう全体像を踏まえた上で、特に皆様方の地域でこういうことに着目してやっていますという話を、3つ目「代表的な取り組み事例の紹介」という形でお願いできればと思います。その際、施策の全体像でも取り組みの主体とか、範囲は明示していただく形になっていますので、代表的な取り組み事例の紹介の際にも、当然、施策の全体像の表にも載っているかと思うのですが、御紹介をいただければ非常にありがたいと思う次第でございます。

最後、4つ目「残された課題」ということで、課題として認識されている、もしくは今後予定しつつも、まだ実現し切っていないものについてここで御紹介いただくというような形を考えているところでございます。

なお、登録外国人の特徴に関しましては、先ほど紹介し切れませんでした。参考資料9で、県域レベルで私どもとらえられる限りで、統計の整理をしてみたものをつけてございます。全国ベースのもの他、御参加いただいている方々の県域レベルで、例えば外国人の総数及び国籍別の一覧表ですとか、在留資格別の状況及び在留資格別の状況も、細かい表も含めお付けしております。あと、人口ピラミッドのようなものも国籍別に最後に付けたものがございます。こちらは法務省の統計からつくったものですので、どうしても国籍が限られてしまうのですが、御用意をさせていただきました。登録外国人の特徴のところに関しては、市区町村レベルであればもとのデータをお持ちかと思っておりますので、ある程度細かいものが、時間があればできるかもしれないというところはあると思っております。ただ、県域レベルになると、全部の市区町村のデータを集めないといけませんので、これに関しては各々の御発表者のところで可能な範囲で御報告をいただければという話になるかと思っております。

以上、こちらのたたき台としての案をお示しさせていただきました。

【山脇座長】 ありがとうございます。

それでは、この取り組み事例の紹介のポイントということで事務局から御提案がありましたけれども、これをたたき台にしまして皆さんのこれからの議論にとって有効な情報は何か、あるいは皆さんにとってあまり過度な御負担にならないような形で御準備いただける、そういった資料は何かかといった、そういった観点も含めて議論をしていきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

【甲村室長】 1つ質問させていただいてよろしいでしょうか。「多文化共生施策の全体像」なのですけれども、こちらのほうは私ども県ですと、各市町村が行っている施策もございますけれども、そうしたものも記載する必要があるのでしょうか。

【事務局】 物理的に市町村のやられていることをすべて把握するというのは不可能だと思いますが、一方で、県でやられているものでも実際の動いている単位としては市区町村別をお願いしているというのが多分あるかと思っております。なので、県のほうで関わっているものについて、活動単位別に把握いただければと思います。

【甲村室長】 一応、市町村の施策をすべて調べてはあるのですけれども、膨大な量になってしまいますので。わかりました。

【山脇座長】 そうすると、例えば愛知県が市町村と連携してやっているような事業は

どうなりますか。

【甲村室長】 県の取り組みというようなところでよろしいんですね。

【事務局】 連携している施策も、そういう意味では県の取り組みの一環ではありますので入ってくるのかと思います。市町村の独自事業まで、全部が全部ここに入れなさいという話になると、かなり大変になるかと思うので、そこは入れなくてよい。ただ、参考程度に入れていただくとか、そこら辺、裁量は御自由にさせていただいて結構ではないかと思います。

【甲村室長】 そうですね。もし何か特別に特色のあるようなものがありましたら、その他に入れたいと思います。

【山脇座長】 ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。先ほどの議論を踏まえますと、今、事務局の説明を伺っていて思ったのですが、「外国人住民の現状」というところは、もう少し広くとらえて、日本人住民も含めて、「地域社会の現状」、あるいは「地域住民の現状」ですか、そういう理解のほうがいいのかなと思いました。とりあえず、データとしてある意味出しやすいのは外国人登録者のデータだと思うのですが、もし可能であればそれ以外に、例えば日本人住民の高齢化が進んでいるとか、あるいは地域の実情ということで農村地帯が多いとか、自治会が活発であるとか、あるいはNPOがたくさんあるとか、何かそういったことも含めて地域住民、あるいは地域社会の現状ということにならないでしょうか。あまり数的なデータにはならないと思うのですけれども、そういった情報も入れていただくとより包括的にその地域の背景あるいは特徴がつかめるのではないかなと思いました。いかがでしょうか。

【事務局】 イメージとしては、具体的にどの数字を入れるとか、この事項を確実に入れるというよりは、関わりのある話を自由に入れていただければいいということでしょうか。

【山脇座長】 そうですね。それは任意でいいと思うのですが、地域の特徴を入れていただくといいのかなと思います。あるいは、外国人の自助団体はどうでしょう。例えば神奈川県だと、それこそ在日コリアンや華僑のいわゆる民族団体もありますし、ニューカマーの人たちもグループができていると思うのですけれども、そういったことも含めて地域の特徴ということを1番で触れていただくと、施策の全体像も理解しやすくなるのかなと思いました。

どうぞ。

【松本部長】 まさにおっしゃったとおりで、資料2「検討内容及び進め方」の中で、一応、南米系ニューカマーから外国人の少ない地域など4分類されています。必ずしもこの分類でいくということではないと思うのですけれども、やっぱり事例をいただくときに、分類として一体どこになるか。例えばある県ではこの地域は南米系ニューカマーが多くて、こっちのほうは外国人が少ないというか、分散している地域というような分布になっていますよとか、そういうようことが最初に把握できると、そこでの施策がどうつながっているのかがわかると思うのですけれども。型にはめることがいいのかどうかわからないのですけれども、少なくとも見やすくなるのではないかというのが1点ございます。

それから、「多文化共生施策の全体像」のところは、多分、皆さんのところでプランとか、計画をつくられている中で、基本方針とか基本目標みたいのを立てられていると思うんですね。多分、そういったところには、その地域で何が問題になっているかが反映されている部分が非常に多いと思うんです。例えば外国人住民との共生を目指すだとか、そういったようなものを、大抵3項目か4項目で立てておられると思うので、そういった目標があったら入れていただいたら、その方向性がわかりやすいのではないかという感じがします。

それから、代表事例の取り組みの紹介のところでは、これはどちらかという、私どものほうでぜひ参考にさせていただきたいという考えがあるのですが、1つは、うまくいって、それを主として取り組んでおられるような事例とは別に、今後こういった方向をやらうとしているような最先端の取り組みも多分持つておられるのではないかと考えておまして、そういったものを別にご紹介していただけると、そういった地区での今後の動き方がどう行くのかがわかるのではないかという気がいたします。

それから、もう一つは、これはなかなか言いにくいとは思いますが、やっていた中でこれはうまくいかなかったという事例があるといい。こういう情報があると、非常に他の市町村、自治体には参考になるのではないかということで、ぜひお願いできればと考えております。

【山脇座長】 かなり何点か幅広く御提案いただいたと思います。最初の現状のところでは、なるべく地域それぞれの特徴がわかりやすいような形で情報提供していただけるとありがたいということだったかと思います。1つは、例えば集住地域があるのか、ないのか、例えば地域の中に1カ所に集中しているとか、ある程度そういった集住地域が複数あるのかとか、あるいはそういう集住地域は特になくて、むしろ分散して居住しているとか、そういった情報はこの外国人登録者のデータだけだとわからないと思いますので、その辺

にも言及していただけるといいのではないかと思います。

次におっしゃられたのが、指針や計画の中に示された施策の目標とか目的、こういったところも紹介していただけるといいということですね。

それから、事例紹介に関しては、代表的な、あるいは先進的というか、新しい、これから切り開いていけるような、いきたいような、そういう取り組みもあれば紹介してほしいということでした。ところで、必ずしもうまくいかなかった取り組み、これはどうでしょうか、できれば紹介していただきたいということですが、今回の意見交換会では、用意された資料はホームページで公開というお話だったと思うので、失敗した事例を全国に発信するというのは難しいかもしれませんが。場合によっては、この場限りの資料の扱いとか、そういうことも可能ですか。

【事務局】 はい。そこは座長のご判断ということで、内容に応じた扱いも可能ではあります。

【山脇座長】 そうですね。できればそういううまくいかなかったところに実はいろいろなヒントがあるかもしれませんし、可能であればそういった取り組み事例も紹介をしていただきたいという、そういうお話だったかと思います。今の整理でカバーできたでしょうか。よろしいですか。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

【赤松室長】 基本的には「外国人の状況」につきましては、まだこの意見交換会では、分類や整理の方向が仮説段階なので、皆さんに過度な負担はかけたくないというのがまず原則としてあるわけです。先ほどから何回も言っていますけれども、皆さんは先駆的な自治体であると認識していますので、皆さんがどういう資料に着目をして施策を考えているのかというベースで基本的に出していただければいいのかなと思っています。

施策をやっていないところに聞いてもしょうがないのですが、皆さんがそれぞれ施策をやっているときに、例えば登録外国人の特徴というようなことでいけば、うちはここまで分析をして施策を打っていますと。あるいは、集住か、集住じゃないかというところを分析しないと施策が打てないと考えれば分析しているでしょうし、そういったことが必要なければ分析していないわけですし、あるいはもう一つ言えば、市レベルと県レベルではまた資料が違ってくると思うんですね。

例えば磐田市さんのような17万ぐらいの自治体であるならば、もしかしたら大体見渡せて、その中で施策が分かっているはずなのですが、例えば神奈川県であればそれ

それぞれの地域によって全然状況が違うので、神奈川県が外国人施策を打つときには、こういう地域の実情のこういう分析がないと施策が打てませんから、こういうことを分析の上やっていますということがあると思うのです。資料を新しくつくるのではなく、既にこういう資料を使ってやっていますという形で御紹介をいただければいいと思います。

統一的な基準は、今後議論していく中で、こう切れば姿が出てくると分かってからまたやればいだけの話なので、どちらかというとなさんが業務のうちで使っておられて、こんなことが手持ちとして既にあって、こうなのですというのを幅広く提供していただくようなスタンスのほうが、かえっておもしろいのかなと考えているところなのですけれども、いかがでしょうか。

【山脇座長】 ありがとうございます。

今の御説明からは、これは必ずしもかつちりしたものではなくて、むしろ皆さんが普段、この施策を進めるに当たってベースとなっている、そういう情報、それを提供していただくのがいいのではないかということだったと思いますので、事務的にもそういった意味ではなるべく皆さんに御負担がないような形で御協力いただけるのではないかと思います。

ここまで、あるいは新たな点でも構いませんが、ほかによろしいですか。6つ自治体がありますので、できれば3つの自治体ごとに次回、それから次々回、御発表いただければと思いますが、大体発表のイメージはつかめましたでしょうか。

【赤松室長】 もう1点だけ。この表について、先ほど御質問が出ましたが、例えばいろいろな単位、都道府県単位とか、それを超える単位とか、単位を設けていますけれども、その皆さんの団体から見て関わっている範囲というのをベースに書いていただければありがたいと思っております。そうすると、例えば市であるならば書けるけれども、県であれば書けないというようなことが出てくるのは当然想定をしております。

例えば県であれば、市区町村より小さい単位の施策というのは県としては独自にもかかわっていませんというのが県からの発表で出れば、それはそれで1つおもしろい話にもなりますし、市から見ると都道府県単位、あるいは都道府県を超えるような話というのはありませんというなら、それはそれで結構です。さっきもありましたように、県と市がすべての情報を把握していて、市町村単独でやっている情報をかなり持っているとしても、すべてをこの表上に網羅する必要はなくて、県や市として主体的に関わっているのはどれですかというような話で書いていただければと思っています。

どちらかというとなつ、1つの県で県と市が出てくれば、これは埋まるはずなのですけれど

も、埋まらなくても構わないという前提で、必ずしも地域で行われている多文化共生がすべて網羅されるような資料になりませんが、それはそれで構わないのではないかと思います。

【山脇座長】 この表の一番右側の「その他」がありますけれども、この「その他」の補足説明はよろしいですか。

【事務局】 「その他」に関しては、注記にいろいろと書きましたけれども、意味合いが2つほどございまして、まず第1に取り組みの規模に関して、いろいろと類型化しましたが、例えば集住都市会議など、市であっても都道府県を飛び越えたような連携をしておられるところも当然出てくるかと思っておりますので、そういう話はその他という形でお書きいただければという話があります。

また、例えば外国人のコミュニティーを非常に前面に立ててやっているの、規模はよくわからないなど、類型化の範囲では捕らえきれない話も多分いろいろ出てくるかと思っております。

「その他」はバスケットクローズ的に設けていますが、こちらのイメージとしては大体そんなような話が入ってくるのかなと思っております。

関連で申し上げますが、この表はA4サイズでつくっていますけれども、当然のことながら、皆さんの施策はこんな狭い範囲で収まるものではないと思っておりますので、自由に縦横広げていただいて結構です。意見交換会に資料として出させていただくときには、こちらで工夫をさせていただきます。

【山脇座長】 ありがとうございます。

ほかに御質問等ございませんか。

【平井課長】 「主な課題」と「4 残された課題」との関係はどういう形なんですか。

【事務局】 「主な課題」というのは、そもそも外国人、今、地域住民という話も出ましたけれども、地域の現状に当たってどういうことをやらなければいけないのかという問題設定があるんだと思うんです。多分、その課題設定が本質的にはプランとかに反映されているのでし、いろいろな施策のもとになっているのだと思っておりますが、その大もとの話をまず書いていただくのかなと思っております。「残された課題」は、まさに具体的にこれからこういう話をやっていかなければいかんという話を書いていただくのかなというイメージです。だから、やってしまった話は「残された課題」には出てこないということになるかと思っております。

【山脇座長】 「主な課題」というのは、現状において、どういう現状認識、課題があるかということを書いていただいて、「残された課題」というのは、そこに必ずしもまだカバーされていない、新しい領域というか、今後、ここに手をつけていかないといけないのではないかなというような、そういった理解でよろしいですか。

【事務局】 そうですね。主な課題としてとらえ切れていないことがもしあれば、それはそれでよろしいかと思えますし。

【山脇座長】 平井さん、いかがですか。

【平井課長】 わかりました。

【山脇座長】 それでは、だんだん終了時間が迫ってまいりましたので、もしほかに御質問、御意見がなければ、次に移りたいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、続いて、この第2回と第3回に取り組み事例を自治体の皆さんに御紹介いただきたいのですけれども、6団体があつて、できれば時間配分としては3、3というふうに分けられるといいかなと思います。私からの御提案なのですけれども、たまたまなのですが、こちらは市区町村の方が、こちらは県の方が並んでいますね。例えば次回、まず、基礎自治体である市区町村の3団体の方から御発表いただいて、3回目には県の皆さんから発表いただくというのはいかがでしょうか。

【赤松室長】 とりあえず2回で発表していただくので3団体ずつということで、この場ではなかなか決まらないこともあるので、仮置きとして2回目は市区町村側から、3回目は県側からということにしておいてはどうでしょうか。あとは議会とかいろいろな日程がございますので、日程調整の際に事務局のほうで少し相談をさせていただければ、それで連絡をとらせていただきます。

【山脇座長】 はい。わかりました。では、一応、きょうの段階では、基礎自治体の3人の皆さんに御発表の予定をしていただいて、状況によっては第3回と一部チェンジもありうる、そのあたりの日程調整は事務局を通じてお願いするということでもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【山脇座長】 ありがとうございました。

【平井課長】 スケジュール的には、資料はいつまでにという時期はありますか。会合の開催の例えば1週間ぐらいですか。

【事務局】 大体1週間ぐらい前にご提出いただければ、皆様にお配りする都合がありますので、そのぐらいを予定しています。

【平井課長】 そうですね。だから、開催の1週間前。日程調整は当然、その前に。

【赤松室長】 そうですね。

【平井課長】 早目に教えてください。

【山脇座長】 ほかにいかがでしょうか。そのほか、この意見交換会を進めるに当たって、何か御発言、御意見等がありましたら伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【平井課長】 あと、このスケジュールで見ていると、3月に最終回がありますが、この報告書はイメージとしてはどんな形になるんですかね。難しいと思いますが。

【事務局】 要は事例の紹介をしていただいて、それを整理・分析するというのがもともと検討事項の1つに入っていますので、それを前面に出したような報告書になるのだろうと理解しております。来年度以降の課題については、報告書に反映するのかどうかという話は検討する必要があるかなと思っております。イメージは今のところそうですが、まあ、2回目、3回目といろいろなお話が出ると思いますので、それをお聞きしながら変えていくのかなと思ってます。

【平井課長】 そうですね。

【山脇座長】 とりあえず皆さんに提供していただいた資料をまとめて事例紹介ということで載せて、プラスアルファどうするかということでしょうか。

【事務局】 そうですね。そう考えております。

【川口課長】 すみません、細かいことなのですが、発表の持ち時間は大体どれぐらいと想定すればよろしいですか。

【事務局】 意見交換会は、一応、毎回2時間程度を予定しておりますので、大体単純割りすれば1件当たり20分あるかないかぐらいですね。

【山脇座長】 15分から20分ぐらいでしょうか。質疑応答もしたいと思いますので。

【事務局】 大体、発表時間は15分から20分ぐらいの目安で見えていただければと思います。横表の事項などで、各々御発言されるまでもないものも出てくるかと思いますが、ポイントを絞ってお話いただくということになってくると思います。

【山脇座長】 あと、資料には出せなかった情報とかですね。なるべく本音の、ほんとうに地域の実情が直接伝わる、そういう意義ある場になればと思いますので、ぜひよろし

くお願いいたします。

あとは、いかがですか。よろしいですか。最後に、事務局から御連絡事項があれば。

【事務局】 では、一応、一区切りということで、ここで次回等々の事務連絡を差し上げます。座長、長時間ありがとうございました。

今回は、先ほど来、何度も申し上げていますが、11月の上旬を予定しております。発表者の話も含めまして、早目に調整をしたいと思いますので、あらかじめ御都合の悪い日等々があれば、幅広くお知らせいただければと思います。あと、先ほどお話ししましたが、次回、御発表いただく方には大体開催の1週間ぐらいまでにいただければ、皆様方に議論前にお配りすることができますので、よろしくをお願いいたします。これも発表者が決まってからという話になってくるかと思いますが、よろしくをお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

【山脇座長】 ありがとうございました。

それではここで閉じたいと思います。どうもありがとうございました。